

離婚届の書き方と注意

離婚届

令和 6 年 4 月 3 日届出

兵庫県三木市長 殿

(1)	氏名	夫 み き た ろ う 氏 名	妻 み き は な こ 氏 名
	生年月日	昭和 60 年 5 月 4 日	昭和 63 年 6 月 8 日
(2)	住所	兵庫県神戸市中央区加納町6丁目	
	〔住民登録しているところ〕 (よみかた)	5 番 1 号 神戸マンション 201	
	世帯主の氏名	み き い ち ろ う	み き は な こ
(2)	本籍	兵庫県三木市吉川町吉安 2 4 6	
	〔外国人のときは国籍だけを書いてください〕	筆頭者の氏名	三 木 太 郎
(3)	父母及び養父母の氏名 父母との続き柄	夫の父 三木 一郎 母 良子	妻の父 神戸 一男 母 恵子
	〔右記の養父母以外にも養父母がいる場合はその他の欄に書いてください〕	養父 養母	養父 播磨 一太 養母 育子
(3)	離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判	<input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決
(4)	婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	
(5)	未成年の子の氏名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子 三木 健一
(6)	同居の期間	平成 25 年 3 月から 平成 31 年 3 月まで (同居を始めたとき) (別居したとき)	
(7)	別居する前の住所	兵庫県三木市志染町西自由が丘 1 丁目 1	
(9)	別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
	夫妻の職業	(国勢調査の年…平成 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)	
(10)	夫の職業	妻の職業	
その他			
届出人署名 (※押印は任意)	夫 三 木 太 郎	妻 三 木 花 子	
事件簿番号		連絡先	電話 (0794)82-2000 番 自宅・勤務先 []・携帯

→ **チェック1**
離婚届は、黒インク又は黒ボールペンで記入してください。※消えるボールペンは使用しないでください！

→ **チェック2**
届出時の住民票の住所、世帯主を記入してください。

→ 婚姻中の本籍、筆頭者を記入してください。

→ 実父母を記入してください。実父母が婚姻中のときは母の氏を書かず、名だけを記入してください。

→ 養父母を記入してください。養父母が婚姻中のときは養母の氏を書かず、名だけを記入してください。

→ **チェック3**
(注)参照

→ **チェック4**
未成年(20歳未満)の子がいる場合は、それぞれ親権を行う子の氏名を書いてください。

→ 別居前の夫婦の世帯の仕事を選んで該当する箇所にチェックしてください。

→ 国勢調査の年のみ記入してください。

→ **チェック5**
未成年の子がいる場合は、該当する箇所にチェックしてください。

→ **チェック6**
婚姻中の氏名で必ず本人が自署してください。押印される場合は、別々の印鑑を押印してください。

→ **チェック7**
昼間連絡のとれる電話番号を必ず記入してください。

	証 人
署 名 (※押印は任意)	乙 川 良 夫 (乙川) 丙 山 恵 子 (丙山)
生 年 月 日	昭和 22 年 1 月 15 日 昭和 25 年 4 月 20 日
住 所	兵庫県三木市上の丸町 兵庫県三木市吉川町吉安
	10 番 30 号 246 番地の 1
本 籍	兵庫県三木市上の丸町 兵庫県三木市吉川町吉安
	10 番地 番 246 番地 番

→ **チェック7**
離婚の事実を知っている成年人(18歳以上)2名が自署してください。押印される場合は、同性でも異なった印鑑を使用してください。※裁判離婚の場合、証人は必要ありません。

(注)婚姻時に氏が変わった人は次の中から選んで書いてください。

(1)婚姻前の氏を名のり、婚姻前の戸籍にもどる

「もとの戸籍にもどる」にチェックし、婚姻前の本籍、筆頭者を記入してください。

(2)婚姻前の氏を名のり、自分の新しい戸籍を作る

「新しい戸籍をつくる」にチェックし、新本籍を記入してください。筆頭者は本人で婚姻前の氏となります。

新本籍は、「日本国内で土地の地番があるところ(例:兵庫県三木市志染町青山1丁目1番地1)」、もしくは、「住居表示実施地区の街区番号(例:兵庫県三木市上の丸町10番)」におくことができます。方書(アパート名等)は本籍にはなりませんので、記入しないでください。

(3)婚姻中の氏を名のり、自分の新しい戸籍を作る

何も記入しないでください。

「離婚の際に称していた氏を称する届」を記入して、離婚届と一緒に提出してください。

※ 届書提出前に**チェック**を確認してください。

<届出に必要なもの>

	必要なもの	届出人
協議離婚	・離婚届書 1通 ・押印される場合は、夫と妻の印鑑(別々のもの)	夫及び妻
裁判離婚	・離婚届書 1通 ・押印される場合は、印鑑(調停の申立人または訴えの提起者) ・調停調書の謄本、または、審判・判決書の謄本及び確定証明書	調停の申立人または訴えの提起者 ※調停成立または裁判確定の日から10日以内に届出してください。

<市役所へ届出するとき>

・届出時の本人確認

届出にいられた方の本人確認をしています。マイナンバーカードや運転免許証等官公署が発行する顔写真貼付の身分証明書をお持ちの方はご持参ください。ただし、これらの身分証明書がなくても届出はできますが、後日、ご本人に対して通知を送付させていただきます。

・時間外の届出

市役所の閉庁時に届出される場合、三木市役所 1 階警備員室で受け付けています。なお、書類上不備があるときは、再度来庁していただく場合がありますので、ご了承ください。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにするしをつけてください。

(面会交流) 取決めをしている。
まだ決めていない。

(養育費の分担) 取決めをしている。
まだ決めていない。

取決め方法: 公正証書 それ以外

未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならぬこととされています。

三木市役所 市民課
〒673-0492
兵庫県三木市上の丸町10番30号
電話 0794-82-2000 内線 2377